第十条を次のように改める。

（輸出物品販売場の許可申請書の記載事項等）

第十条　令第十八条の二第一項に規定する財務省令で定める事項は、次の各号に掲げる輸出物品販売場の許可の区分に応じ当該各号に定める事項とする。

一　一般型輸出物品販売場（令第十八条の二第二項第一号に規定する一般型輸出物品販売場をいう。第十条の三第一項第二号において同じ。）に係る法第八条第六項の許可　次に掲げる事項

イ　申請者の氏名等及び納税地

ロ　当該許可を受けようとする販売場の所在地

ハ　その他参考となるべき事項

二　手続委託型輸出物品販売場（令第十八条の二第二項第二号に規定する手続委託型輸出物品販売場をいう。以下この条から第十条の四までにおいて同じ。）に係る法第八条第六項の許可　次に掲げる事項

イ　申請者の氏名等及び納税地

ロ　当該許可を受けようとする販売場の所在地

ハ　その他参考となるべき事項

三　当該手続委託型輸出物品販売場に係る法第八条第六項の許可を受けた年月日

四　当該許可に係る特定商業施設の名称及び所在地

五　当該手続委託型輸出物品販売場を移転しようとする年月日

六　その他参考となるべき事項

4　令第十八条の二第三項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　移転しようとする手続委託型輸出物品販売場に係る特定商業施設の見取図又はこれに類する書類

二　その他参考となるべき書類

第十条の次に次の五条を加える。

（承認免税手続事業者の承認申請書の記載事項等）

第十条の二　令第十八条の二第七項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　申請者の氏名等及び納税地

二　設置しようとする免税手続カウンター（令第十八条の二第二項第二号に規定する免税手続カウンターをいう。以下この条から第十条の四までにおいて同じ。）の所在地

三　当該免税手続カウンターに係る特定商業施設の名称及び所在地

四　当該特定商業施設が令第十八条の二第四項各号のいずれに該当するかの別

五　当該特定商業施設が令第十八条の二第五項の規定の適用を受ける場合にあつては、その旨

六　その他参考となるべき事項

2　令第十八条の二第七項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　設置しようとする免税手続カウンターに係る特定商業施設の見取図又はこれに類する書類

二　当該免税手続カウンターに係る特定商業施設の見取図又はこれに類する書類

三　免税販売手続に関する事務手続の概要を明らかにした書類

四　次に掲げる特定商業施設の区分に応じ次に定める書類

イ　令第十八条の二第四項第一号に規定する地区又は同項第二号に規定する地域　当該地区又は当該地域に係る組合の定款の写し

ロ　令第十八条の二第四項第三号に規定する大規模小売店舗又は同項第四号に規定する一棟の建物　当該特定商業施設が同項第三号又は第四号に該当する特定商業施設である旨を証する書類

五　特定商業施設が令第十八条の二第四項第二号に規定する地域である場合にあつては、当該地域に一の商店街が形成されている旨を証する書類

六　特定商業施設が令第十八条の二第五項の規定の適用を受ける場合にあつては、同項の規定に該当する旨を証する書類

七　その他参考となるべき書類

3　令第十八条の二第十一項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　届出者の氏名等及び納税地

二　次に掲げる場合の区分に応じ次に定める事項

イ　免税手続カウンターを移転しようとする場合　移転前の免税手続カウンターの所在地及び移転後の免税手続カウンターの所在地並びに移転しようとする年月日

ロ　免税手続カウンターを新たに設置しようとする場合　設置しようとする免税手続カウンターの所在地及び設置しようとする年月日

ハ　免税手続カウンターを廃止しようとする場合　廃止しようとする免税手続カウンターの所在地及び廃止しようとする年月日

三　当該免税手続カウンターに係る特定商業施設の名称及び所在地

四　当該特定商業施設に係る令第十八条の二第六項の承認を受けた年月日

五　その他参考となるべき事項

2　令第十八条の二第四項第一号に規定する地区又は同項第二号に規定する地域　当該地区又は当該地域に係る商店街振興組合法（昭和三十七年法律第百四十一号）第二条第一項（人格及び住所）に規定する商店街振興組合の定款又は中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第三条第一号（種類）に規定する事業協同組合の定款（当該地区又は当該地域が令第十八条の二第五項の規定の適用を受ける場合にあつては、同項に規定する特定商業施設を構成する全ての商店街振興組合及び事業協同組合の定款とする。次条第二項第四号イにおいて「組合の定款」という。）の写し

(2)　令第十八条の二第四項第三号に規定する大規模小売店舗又は同項第四号に規定する一棟の建物　当該特定商業施設が同項第三号又は第四号に該当する特定商業施設である旨を証する書類

ニ　特定商業施設が令第十八条の二第四項第二号に規定する地域である場合にあつては、当該地域に一の商店街が形成されている旨を証する書類

ホ　特定商業施設が令第十八条の二第五項の規定の適用を受ける場合にあつては、同項の規定に該当する旨を証する書類

ヘ　前項第二号ヘに規定する免税販売手続の代理に関する契約を締結した者が、当該特定商業施設に係る令第十八条の二第六項の承認を受けた旨を証する書類

ト　その他参考となるべき書類

2　令第十八条の二第四項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　届出者の氏名等及び納税地

二　移転前の手続委託型輸出物品販売場の所在地及び移転後の手続委託型輸出物品販売場の所在地

三　当該手続委託型輸出物品販売場に係る法第八条第六項の許可を受けた年月日

四　当該許可に係る特定商業施設の名称及び所在地

五　当該手続委託型輸出物品販売場を移転しようとする年月日

六　その他参考となるべき事項

3　令第十八条の二第三項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　届出者の氏名等及び納税地

二　移転前の手続委託型輸出物品販売場の所在地及び移転後の手続委託型輸出物品販売場の所在地

三　当該手続委託型輸出物品販売場に係る法第八条第六項の許可を受けた年月日

四　当該許可に係る特定商業施設の名称及び所在地

五　当該手続委託型輸出物品販売場を移転しようとする年月日

六　その他参考となるべき事項

4　令第十八条の二第三項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　移転しようとする手続委託型輸出物品販売場に係る特定商業施設の見取図又はこれに類する書類

二　その他参考となるべき書類

第十条の次に次の五条を加える。

（承認免税手続事業者の承認申請書の記載事項等）

第十条の二　令第十八条の二第七項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　申請者の氏名等及び納税地

二　設置しようとする免税手続カウンター（令第十八条の二第二項第二号に規定する免税手続カウンターをいう。以下この条から第十条の四までにおいて同じ。）の所在地

三　当該免税手続カウンターに係る特定商業施設の名称及び所在地

四　当該特定商業施設が令第十八条の二第四項各号のいずれに該当するかの別

五　当該特定商業施設が令第十八条の二第五項の規定の適用を受ける場合にあつては、その旨

六　その他参考となるべき事項

2　令第十八条の二第七項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　設置しようとする免税手続カウンターに係る特定商業施設の見取図又はこれに類する書類

二　当該免税手続カウンターに係る特定商業施設の見取図又はこれに類する書類

三　免税販売手続に関する事務手続の概要を明らかにした書類

四　次に掲げる特定商業施設の区分に応じ次に定める書類

イ　令第十八条の二第四項第一号に規定する地区又は同項第二号に規定する地域　当該地区又は当該地域に係る組合の定款の写し

ロ　令第十八条の二第四項第三号に規定する大規模小売店舗又は同項第四号に規定する一棟の建物　当該特定商業施設が同項第三号又は第四号に該当する特定商業施設である旨を証する書類

五　特定商業施設が令第十八条の二第四項第二号に規定する地域である場合にあつては、当該地域に一の商店街が形成されている旨を証する書類

六　特定商業施設が令第十八条の二第五項の規定の適用を受ける場合にあつては、同項の規定に該当する旨を証する書類

七　その他参考となるべき書類

3　令第十八条の二第十一項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　届出者の氏名等及び納税地

二　次に掲げる場合の区分に応じ次に定める事項

イ　免税手続カウンターを移転しようとする場合　移転前の免税手続カウンターの所在地及び移転後の免税手続カウンターの所在地並びに移転しようとする年月日

ロ　免税手続カウンターを新たに設置しようとする場合　設置しようとする免税手続カウンターの所在地及び設置しようとする年月日

ハ　免税手続カウンターを廃止しようとする場合　廃止しようとする免税手続カウンターの所在地及び廃止しようとする年月日

三　当該免税手続カウンターに係る特定商業施設の名称及び所在地

四　当該特定商業施設に係る令第十八条の二第六項の承認を受けた年月日

五　その他参考となるべき事項